

埼玉県内在住の雇用保険受給者の皆さまへ

まん延防止等重点措置終了に伴う失業の認定手続きについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間、要件に該当する方は失業の認定手続きの特例措置を実施することが可能です。今回の手続きは感染拡大防止のため、期間を限定とした取扱いとなりますのでご了承願います。

1 郵送により失業の認定手続きを行うことができます。

(1) 郵送による失業の認定手続きができる場合

受給者本人又は同居の家族が、

- ① 高齢（概ね 60 歳以上）である方
- ② 基礎疾患を有する方
- ③ 妊娠中である方

(2) 送っていただくもの

- ① 雇用保険受給資格者証（初回認定日等で雇用保険受給資格者証がお手元がない方は、下記②～④を送付してください。）
- ② 失業認定申告書
- ③ 本人宛返信用封筒
- ④ 不足書類（写真など）があった方は、一緒に送付してください

※ 郵送事故防止のため、特定記録などをご郵送いただきますようお願いいたします。

(3) 留意事項

- ① 「雇用保険受給資格者のしおり」の P30～P35 をご確認ください、記入漏れがないよう注意してください。（初回認定日等で支給番号が不明な方は支給番号の欄は空欄で結構です。）
- ② 日付は指定された失業認定日の日付を記入していただき、認定日からおおむね 1 週間の間に発送してください。認定日の日付より前には、ご提出いただけません。
- ③ 記載内容について、お電話で確認させていただくことがありますので、備考欄に「日中連絡がつく電話番号」を記入してください。また、同じく備考欄に、上記 1 (1) ①～③に該当する方は、**「本人（又は同居の家族）が高齢であることから/基礎疾患を有することから/妊娠中であることから新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に出頭することが困難」と必ず記入してください。**

2 求職活動実績の基準が適用されずに失業の認定を受けることができます。

求職活動ができなかった場合には、失業認定申告書の 3 欄の (イ) に○をし、「新型コロナウイルスの感染防止のため求職活動が行えなかった」と記入してください。**「郵送による証明認定」を受ける方は、求職活動実績の基準を適用せずに失業給付金を受けることができます。**

※ 上記 1 (1) ①～③に該当する方であっても通常通り認定日に来所し、ハローワークで失業の認定を受ける場合は求職活動実績が必要となります。

◎新型コロナウイルス感染拡大の状況により、取扱いが変更になる場合があります。

※ 雇用保険の基本手当等（いわゆる通常の失業給付や高齢者求職者給付金等）の最初の手続き（受給資格の決定といいます）については、住居を管轄するハローワークに来所いただく必要があります。くわしくは、[こちらを参照してください](#)。

※ スマートフォンなどインターネット環境のある方は、事前にハローワークインターネットサービスで求職申込みの手続き（オンライン求職登録）をしていただくと、手続きの時間が短縮できます。（手続きにかかるデータ通信料等についてはすべてご本人の負担となりますことをご了承ください）。くわしくは、[こちらを参照してください](#)。